

件名	第2回常磐公園河川空間検討懇談会		
日時	平成24年11月8日(木) 13:30~15:30	場所	旭川市民文化会館 2階 第2会議室
出席者	<p>【出席委員】</p> <p>内田委員、江口委員、太田委員、大束委員、岡田委員 北島委員、東田委員、吉田委員 藤山委員欠席</p> <p>【事務局】 旭川市土木部公園みどり課 太田課長、星係長、柏倉主査、大久保主査、濱地主任、高田</p>		
資料	<p>(資料1) 第2回常磐公園河川空間検討懇談会</p> <p>(資料2) 全国の整備事例</p> <p>(資料3) 旭川市内の緩傾斜盛土事例</p> <p>(資料4) 常磐公園付近の風倒木事例</p>		
<p>《概要》</p> <p>1. 開会 2. 事務局挨拶 3. 委員長挨拶</p> <p>(北島委員長挨拶)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回目は、私も含めた委員の方々が今日までの経緯を承知した者ばかりでは無いということもあったので、共通の認識を持っていただくということも含めて、常磐公園の河川空間の課題を整理し検討するということが主な内容だった。 ・上位計画である中心市街地活性化計画に基づく文化芸術ゾーン整備方針が作成されてからおおよそ3年が経過している。前回、この整備計画は旭川のまちづくりの問題ということに位置づけて申し上げてきているところである。その中で、常磐公園の河川空間の整備を検討すべきということでお話をした。この検討懇談会が立ち上がる少し前に、旭川駅前にイオンが進出するという計画が発表されて、中心市街地の商店街には大きな衝撃を与えている。 ・10月下旬に東大大学院の学生による買物公園の調査研究の発表会があり、併せてパネルディスカッションも開催された。商店街の組合や理事長がパネリストとして出席されて、江口副委員長もパネラーとして参加されて討論を行った。その中で、以前から問題であった買物公園の南北間格差の解消をどのようにしたらよいか、どのように空間の魅力を創出するべきなのかというようなことで、ディスカッションが行われていた。イオンの進出については、たくさんの意見が出ており、熱を帯びた議論が行われていたが、買物公園は中心市街地として非常に危機感を持っているという意見が表明されている。 			

- ・ 中心市街地を訪れたお客の滞在時間をいかに長くするかということが、活性化の一つの方法だということが有識者の方々からお話として出た。南北間格差の解消には、買物公園の北側の方に強い磁力を持つ機能を持たせるということが改めて話に出ていた。
- ・ 江口教授からは、イオンの進出を逆手にとって、買物公園に人を多く導き入れるような方法を何とか考えないといけないのではないかという話をされていた。
魅力を持たせる方法は何かということだが、それは我々が検討しようとしている常磐公園の改修問題という所にも行き着くと思う。都心の回遊性を高めるということが重要だということ。それを担ってくれるのは常磐公園の空間の問題だということ、その有り様を示唆されたと思う。
- ・ 今日の検討懇談会では、保全すべき樹木の選定、保全方法の検討となっているが、それだけでは終わらないのではないかと、その範疇を踏み越えて広げた状態で各専門の委員から意見をいただいて、次のステップにつなげていきたいと思っている。

事務局より「保全すべき樹木の選定」、「保全方法の検討」についての概要説明。

【議事】

(北島委員長)

- ・ 資料8ページの所までご説明いただいた。
補足的にお話をいただく部分が出てくるので、まずスケジュールの確認ということで、最初に旭川市公園みどり課の太田委員からお話をいただきたいと思う。

(太田委員)

- ・ 2ページ目の樹木の状況というところから説明していきたいと思うが、その前に冒頭で北島委員長から、上位計画である中心市街地活性化計画という所がまちづくりの問題という話があった。
今検討されている河川空間懇談会については、前段にありました常磐公園改修事業基本計画の中の個別計画のひとつに位置づけられているということもある。
その常磐公園改修事業基本計画(河川空間ぬき)というものがその時の懇談会で策定されているところであり、その中では、常磐公園改修におけるテーマというものをかかげており、「地域資源を活かした文化・芸術と落ち着きのある緑地空間による魅力ある公園の創出」というのが、常磐公園全体の大きなテーマとしていて、その中の基本方針としては、「文化芸術ゾーンの拠点として位置づけ、動線の見直しやサイン計画の充実を図り、文化芸術ゾーンを結ぶ回遊性の向上を図る」「交通渋滞の緩和と新たな賑わい空間を創出することで地域活性化を促進する」「河川空間との一体的な有効活用を図り、相乗効果を高める」「中心市街地の貴重な緑地空間として、北彩都との連携を図り、旭川らしい風景の創出と次世代への継承を視野に入れた緑の更新を図る」ということが掲げられている。
- ・ その中で、これらの実現を図るために緑の計画とゾーニング動線計画を大きな2本の柱に添えている。
この検討懇談会の議論では、この基本計画に基づくもの、特に緑の計画をきちんと留意していただきながら議論を進めていただきたい。また、整合性を図りながら議論を進め

ていただくことを願っているところである。

- ・河川空間整備に関しての大きな課題は、樹木の保全に関すること、前段の検討懇談会でも緑の保全のところに議論が集中していたということもあり、多くの市民の方々もそこに注目しているということも念頭に置いていただき、慎重に議論していきたいと思っている。
- ・前段の検討懇談会の第6回目で示した立木調査と材積について資料で説明する。
常磐公園全体としては85種2651本の樹木がある。前段基本計画の中では公園内を大きく10のゾーンに区分して樹木の大きさや本数について比較している。10未満、10～20と書かれているが、それは胸高直径の太さごとで区分している。
今回議論になっている堤防付近はゾーン6であり、これは広く、プールの裏の方まで含めたものになっているので、先ほどいった数字と異なるが、堤防付近については603本の非常に多くの樹木が存在しているという状況である。直径別の構成は、10cm未満が41.5%、20cm以下と合わせると69.7%ということで三分の二程度が20センチ以下の小径木といわれている樹木が占めている。まわりと比較しても50センチ以上の大径木が6.5%ということで非常に少ないということ。これは他のゾーンと比べても特に大径木が少なく、小径木が非常に多いという状況になっている。
- ・樹木群などの緑の量を表す方法として、本数だけでなく直径と樹高から算出した体積比、いわゆる材積といわれるものだが、これを用いて緑を表す方法がある。その中では、大径木は本数の割には材積が高く、小径木は本数の割に材積が非常に少なくなるので、公園全体の緑は、主に大径木により構成されていることがわかると思う。
また、材積と本数の関係をゾーンごとに単位面積当たりで比較したのが、右下の表であり、ゾーン6は小径木が非常に多いということが表れている。要因としては、ヘクタール当たりの本数が非常に多い割に、材積率は他のゾーンとほぼ同じくらいである。ゾーン6は特に小径木が多いということである。なぜそういうことになったかということ、考えられることとしては、堤防法面については様々な種類の樹木が自然発生していたり、中には無計画に植えられたということもある。さらには維持管理上、剪定などが十分に行われていなかったということもある。資料1の2ページ目の右下に「被圧」とあるが、こういった状況がある。つまり、最上層にあるニセアカシアやドロノキというものが先に伸びてしまって上空を制している。それによって日光が十分に当たらない状況になってしまう。その下のあまり背の低い木が光を求めて横に伸びていたりする。阻害されて生長が出来ないという状況がある。つまり、堤防の所は樹木が生長する環境としてはよろしくないということである。
- ・今後の課題として自然形とは言えない樹木の処置と書かれているが、これは、今ある樹木を出来るかぎり保存したいというところはあるが、こういう状況で生長した木は老朽化や衰退化のスピードが速く、今後も倒木の危険性というのが大きくなっていく。そういう意味で、利用者の安全を考えた場合には注意深く観察しながらも、順次必要な処置をしていかなければならないということが大きな課題だと思う。

(北島委員長)

- ・今回は、札幌から樹木医の吉田委員に参加していただき、樹木の二次診断の結果を見て

いただいている。今は常磐公園の問題で議論しているが、他の都市の例なども含めてお話しいただければと思う。前回、内田委員からポプラについてシンボルというふうに位置づけられているが、危険だという話もあった。そういう話も含めて二次診断の結果を改めてお話しいただければと思う。

(内田委員)

- ・ポプラがどうしてこのようになったのかというのを簡単に説明したいと思う。
平らなところに植生しているなら真っ直ぐに育っていくが、仮に斜面の所に木が生えたらどうなるか。ポプラを含める落葉樹は、山側に引張あて材というものを作る。針葉樹というのは谷側の方に圧縮あて材というものを作る。
常磐公園のポプラがどうしてあのような形になったかという、木は年輪的に見ると、順当に丸く育っていくのが本来だが、斜面に生えたポプラは、引張あて材が形成されどンドン上側の方だけ太くなっていく。そして西側にコンクリートの階段があるのでこの根が伸びなくなり、幹がいびつな板根型になる。このような状態になっているのが、常磐公園のシンボルになっているポプラの形状である。
こういう状態がこのまま続くと、上側で支えきる力がなくなってきて、必ずこの木は転倒してしまう。今が限界に来ている状態だと私はこの場所を見たときに推測した。こういう状態が続いている木が堤防法面の中にはたくさんあるというのが現状である。

(北島委員長)

- ・今、ポプラについてはこういう状況ということをお話しいただいた。
堤防の樹木というのはこういう状況にあって、いずれはどうなっていくのでしょうか。

(内田委員)

- ・細い木が混んだ状況であり、斜面の方に光が当たらないことで裸地化も進んでいる。よって、堤防自体が土をおさえている力が無くなるので土が流れて根が浮いてくる状況が起きていると思う。

(北島委員長)

- ・二次診断の結果では から赤×までの5種類に分類されているが、青×は健康状態や生育環境から公園樹木として良好な状態ではない樹木という表現されていて、赤×の場合は、前回の資料でも提示されていたが、伐採対象という診断がされている。このまま放置しては危険だということである。緑×は平成25年度以降に二次診断が行われるということである。
- ・吉田委員は全道的な例もご覧になっているし、札幌でも色々な現実に関わっていると思うが、吉田委員が常磐公園をご覧になって、総合的に見たときに堤防周辺の樹木というのはどういう判断をするのか聞かせていただければと思う。

(吉田委員)

- ・今回の依頼のお話があったときに、札幌の古くからポプラ並木が残っている場所で樹木の診断を行っていた。旭川の常磐公園についてこういう懇談会というものが開催されているということで、私の今までの経験が少しでも役に立てればと思い、委員を引き受けさせていただいた。
実際にはまだ詳細な樹木診断をしていない部分もあるが、先々週に内田委員と常磐公園

の樹木を観て来た。札幌の中島公園の場合は、豊平川と中島公園の間に市道があり、堤防上にも道路がある。中島公園から豊平川の堤防の上まで70～80メートルの間隔がある。中島公園のポプラも8年前の台風の時には、川沿いのもので7、8割以上の本数が根こそぎ倒れたので、今は数えるほどしか堤防側のポプラは残っていない。

札幌市の屯田防風林というところは、90年から100年ぐらい前に植えられた、常磐公園の堤防のポプラとほぼ同世代のポプラ並木があり、100本から200本単位で残っている。そこには1.5～2メートル間隔で90年前に植えられたものがそのまま残っていて、樹木の傾斜の姿、下枝が上がった姿、枝同士がぶつかり合うのでその競争に勝った優勢木と負けて衰弱進行中の劣勢木、その全体の崩壊気味の樹形にポプラ並木を見ていたので、常磐公園の堤防のポプラは丈夫に健康そうに見えました。

ポプラも一世紀近く経つと、高さが34～35メートル。常磐公園のポプラを測定したら、32～33メートル程であった。札幌の一番高いポプラも同じくらいで、北大の倒木したポプラも同じくらいの高さだった。

木は頭止まりになりながらも生長しているので、衰弱という要素は、一世紀前後くらいになると必ず出てくる。先ほど説明していた板根というのは、危うい傾斜地での自己防衛的な姿でもある。これ以上横に倒れないように、谷の方に倒れないようにという、木の知恵の姿である。だからこそ残っていると見えるし、だからこそ枝張りの割には高すぎる樹形というのも、診断の場合は倒木危険度の要素としてみている。

(北島委員長)

- ・ポプラに限らず常磐公園に話を戻せば、堤防法面にも樹木が残っていて、前回の資料2でも×が付いている。その辺をご覧になっていると思うが、これをどうするべきか、どうあるべきなのかということも含めて他の事例との比較でお話しいただければと思う。

(吉田委員)

- ・札幌の場合もそうですが、市民の公園には色々な要求が求められている。くつろぐ場所、ウォーキング、ラジオ体操、緑の散策など色々ある。
安全が第一、が鉄則というか、安全な樹木あるいは安全な林というものはどういうものかということ、健全な木で成り立っている林。健全な様々な樹種で成り立っている公園。それが市民にとって安全であり、くつろげる公園である。
- ・札幌の大規模公園でも、樹木診断ということはなされていて、一般的な通常の樹木診断、公園内の定期的な診断。そして、公園内に施設を作るとか道路を拡張するなど、道路に関わってくるところにある樹木の診断。これらを私達は行い、衰弱して枯死する危険と倒木する危険との二つに分けて診断して、その結果を基に、市で残すもの、整理しなければいけないものと移植はどうかということを判断していく。

(北島委員)

- ・保全すべき樹木の選択、個別の話をここでやったら、いつまでかかるかわからないという問題がある。
基本的には前段の懇談会の中で、第二次診断の結果を受けてどういうふうに整理するかという話もあったかと思うが、内田委員としては現在の堤防の法面、いわゆる河川区域と公園区域の両方にまたがっているところがあるが、ここに赤×でつけられているもの

は、放置しておくとも最終的にはどのような姿になるのか、というその辺のイメージはお持ちでしょうか。管理はしないといけませんが、管理しつつといっても結果としては、倒れるかもしれないなど含めてあると思うが。

(内田委員)

- ・このまま放置し続けると、自然の中で同じ競争が始まって、お互いに他の木よりも光に当たろうとしてどんどんと樹木自体細いながらも延びていく。そして、お互いに被圧をかける状態が起きて、競争に負けたものは枯れていくし、下枝は枯れて、木というのは人間が剪定しなくても、枯れたものが邪魔だったらどんどん落としていく。管理されている公園ではあってはいけないことだが、自然界の中では、下にどんなものがあるかが、人がいようが、邪魔だと判断した枝は落としていく。その自然の中のサイクルというのがここでも起きてくる。お互いに枯れるまで戦い続けるというのがある。枯れたら今度は違う木が出てくる。その自然の中の競争のサイクルと同じようなことが起きてくると思う。

(北島委員長)

- ・危険だと診断されている樹木の多くは、河川区域の中にある。一部が公園区域の中にあるという状況であるが、河川管理者として、樹木の診断結果が出て、その辺を今後どういう管理をするかという方向はどのように考えているのか。

(大束委員)

- ・旭川市で行ってきた二次診断の結果、危険であるという判定の樹木が明らかになってきた。またこの懇談会でも内田委員、吉田委員に様々なご意見をいただいております、そういったことを踏まえ、緊急性を考慮して基本的には伐採を含めて樹木管理を速やかに行うものは行っていくことが必要かと思う。樹木管理は、かわまちづくりの議論があってもなくても、河川管理者としては行わなければならないものだとは認識している。

(江口副委員長)

- ・第1回懇談会から釈然としないものがある。この事業は空間の魅力づくりなのか安全の確保なのかどちらが優先されているのかわからないところがあり、前回質問を投げかけさせてもらった。将来的には堤防は拡幅が必要だとあり、将来的にというのはいつなのか。今はこのままで良いのかどうかということ。優先順位が低いとあるが、今を逃したら何十年後に堤防の見直しの工事に入るのかとかそこまで待てるのかどうか。
- ・もう一つは、堤防に生えている木を早急に、堤防を拡幅しないにしても除去しないと堤防が弱くて危険なのかというのもよくわからないし、その後、どの木を切るのかということのも、木が危険だから切るのか、それとも魅力的な緑にするために切るのかということのもはっきりしてないので、私としては、どちらからどう切り込んでいけば良いのかわからない。まず、堤防の拡幅というのは、開発建設部の重要水防区域の中ではBランクで防災上重要な区域でなんらかの処置をしなければいけないところに位置づけられていると思うが、このBというのがどの程度の緊急性があるのか、拡幅が必要なのか、法面に生えている木を除去するというのが必要なのか、その辺りをまず聞きたいし、今回この機会を逃したら将来的にはいつ工事に入るのか、これは大きな災害に繋がる可能性があるのではっきりしておかないとだめだと思う。

その後、危険度ということでは、木を伐採するのは危険だから切るということであればどの木が危険なのか考えなければいけないし、その後に魅力づくりであるとかそういった議論になっていくのではないかと思うが、いきなり魅力づくりの話が始まっているようで、どうも消化不良で私としてはわからないので、その辺をはっきりさせていただきたい。

(北島委員長)

・この辺は、大束委員と東田委員にお話しいただければと思う。

(大束委員)

・常磐公園に隣接する箇所ので防の評価ということで重要水防箇所の話があったが、これは石狩川だけに限らず全国の河川で整理されているもので、ご指摘のとおり常磐地区は重要水防のBとなっている。評価をする項目がいくつかあり、堤防の高さが足りないということや、堤防が洪水で浸食される危険があるということなどに対して、それぞれA、Bで評価をつけている。AとBの差は、例えば堤防の高さであれば、Aのほうがより足りないということである。そもそも重要水防箇所のAとBになっていること自体、その地域は水防上の重要度が高く、客観的に安全度が足りないというようなことである。また、そういう評価がされている箇所については、優先的に早急に対策をとらなければいけないということになる。常磐地区の優先度が低いという考え方は若干違って、石狩川であれば石狩川上流の流域の中で、相対的には低いという意味であり、必ずしもそれは整備をゆっくりやって良いというようなことではない。石狩川上流で見たときは、他に河川工事としては、河道掘削とか堤防の整備だとか他の場所でやられているわけだが、全体で見たときに常磐築堤の整備はまだ手がつけられないということである。

(江口副委員長)

・まずAから先にやるということか。

(大束委員)

・必ずしもAからというわけでもない。Aの箇所を整備しても他のところで洪水被害があったときに治水の効果が得られないような場合もある。上流と下流の整備状況や、重要水防箇所の評価などを踏まえて場所を決めているということになる。

(江口副委員長)

・人が住んでいる住居の状況とかも？

(大束委員)

・もちろん考慮する。

(江口副委員長)

・この近辺というのは、人が多いから優先順位は同じような危険度なら高いということか。

(大束委員)

・そのように考えている。

(江口副委員長)

・木が法面に生えていた場合、堤防にはよろしくないということを聞いたが、木は今のままで良いのか。

(大束委員)

- ・これまでも、堤防に生えている木の扱いというのは内部でも議論をしてきたと思うが、公園に隣接したところであり、実際に伐採には至っていなかったが、例えば河川を利用する人の安全性を確保する対策として枝払いを行っていたり、実際に枝が折れた時には速やかに対処したり、出水時には巡視を行ってきた。また実際、堤防に木が生えていることで、どのような危険があるのかということは、全国的にも事例が積み重なってきたと思っている。実際堤防の全箇所でも内部がどのような状態かを把握するのは非常に難しいので、その場所ピンポイントの安全度というのは難しいこともあり、そういう全国的事例などを踏まえて全国的なルールとして樹木や異物が堤防に入っているというのは良くないということで、指導がきているということである。

(江口副委員長)

- ・それは人に当たるといふのを今お話をされたが、根が生えていることによって堤防の強度が弱まると聞いているが、それはどうなのか。

(大東委員)

- ・根があることで、根と土との間に隙間が出来るので、そこが洪水の時には雨水や河川からの浸透水で水みちになって破壊しやすくなっているのではないかという研究や、実際堤防の開削工事などで根があるところの状態を見たときにはそういったことが見受けられるという事例もあると確認している。

(江口副委員長)

- ・この委員会に私も関わってしまったので、もしこの後に水害が起きて堤防が崩れたりした場合は、ここで安易な結論を出していたら怖いところがあったので、その辺を確認しておかないだめだと思った。ただ、今すぐやらなければいけないかということは、開発建設部も簡単に今すぐやらなければ危険だとかは判断できないですよ。

(大東委員)

- ・樹木の管理については、診断の結果が出ているので、危険と判定されておいて、何もしないということにはもちろんならないので、どのような対応をとるかはこれから具体的に考えていきたいと思う。堤防をもう少し腹付けをして整備をするに関しては、流域全体の治水の進め方というものの中で実施のタイミングを考えていく必要はあると思うが、河川整備計画という中期的な20年、30年の計画の中には実施するというふう位置づけられている。

(江口副委員長)

- ・箇所には入っているということですか。いずれやるということですか。

(大東委員)

- ・整備計画のメニューの中に堤防の整備や河道の整備のメニューがあるので、その中で実施できるという認識である。

(江口副委員長)

- ・木が倒れることにより、旭川市の敷地内の木も先日切られており、そういう意味では危険だと見なされる木は切っていくという方針なのか。

(太田委員)

- ・今年の6月に20メートルの高さのドロノキが倒れた。それで、緊急的にもう一度調査

を行って、同様の空洞化が見られる木などについて、特に園路のそばにあり人的被害を及ぼすものについては約50本の樹木の緊急伐採を行った。公園管理者としては、人的被害に及ばないよう未然にそういう措置も必要だというふうに考えている。

(江口副委員長)

・立入禁止にするということではなく、切るという方針で？

(太田委員)

・園路のそば以外にも危険樹木はあったが、そこは人が立ち入らないようにロープを回して、立入禁止という措置をしたところがある。その木を二次診断でより詳しい診断をして、本当に倒れる可能性があるのか、そこをしっかりと見極めたうえで、やはり危険だと判断されたものは、切っていかなければならないと思っている。

(江口副委員長)

・ということは、魅力作りの前に危険の回避というのが当然あるということか。

(太田委員)

・そうですね。もともと公園である以上は安全性の確保というのは前提にある。

(江口副委員長)

・法律の先生にも相談してみたが、木が倒れて怪我や命を亡くしたりしたら、億を超える、堤防なら国家損害賠償とか、市だったらそれなりの賠償とかは？

(太田委員)

・あります。実際に常磐公園で枝が落ちて、補償となっている話の前例はある。

(江口副委員長)

・行政側としては、その辺は敏感に受け止めているということか。

(太田委員)

・そうですね。例えばだが、公園にも色々あり、風致公園といわれている旭山公園や嵐山公園は、割とありのままの自然を残しているの、そういう公園でなかなか人が入り込まないところは、倒木の恐れがある木がたくさんあると思う。

ただ、都市公園については、なかなか人の流れを規制できないということもあり、園路のそばは最優先に、それから、園路以外の部分でも人が入り込めるような形の所にある木は切っていかなければならないだろうし、そういう安全管理は第一に考えていかなければいけないと思っている。

・上位計画の文化芸術ゾーン基本構想の策定時には中心市街地に賑わいを呼び込むというのが目的だったので、あくまでも魅力の創出というところからスタートしたというふうに私共は認識している。

例えば、新たに人を招き入れる上で、ひとつは駐車場不足を解消していく。これは少子高齢化ということも考えれば、ベビーカーを持ってくる子育て世代の方や車椅子で来られる方、そういう方達もどんどん来られるようにバリアフリー化を図っていかなければならない。その中でいえば、堤防の急な階段は花火大会などで相当多くの人があるので、そこが急だということは何とか解消していかなければならない。スタートは、公園の利便性や安全性を向上させていこうということもあって、プラスとして新たな魅力を付加させる。そういうものは何かというと、石狩川に隣接しているという特徴がある。現

状としてはなかなか公園の利用者が、すぐそばに石狩川が流れていることや旭橋があるということ認識出来ない状況になっている。そういうことであれば、もう少し河川空間の行き来が出来ることにより、新たな魅力が出来るのではないかというのが当初の狙いではあったと認識している。

ただ、その後で、倒木事故があった。それから緩傾斜化するにあたっては保全すべき樹木はどのようなものなのかと色々調査をしていく中で、どうも堤防の木については、危険な状態にある木が多いということが判明している。事故があったので、安全第一にするためにはどういう処置をしたらいいかというところまで踏み込んできたので、議論が色々混乱しているというのが現状である。

(江口副委員長)

- ・まずは魅力作りからスタートしたが、そのために色々な調査をしたら、危険度がかなり高い木があるというのがわかってきたからということですよ。途中で木が倒れたし。

(太田委員)

- ・そういうことも踏まえて緑のあり方をきちんと考えようということで、緑の計画を策定してきた。その中では、安全性・快適性・景観・生態系という4つの観点で緑をどうするのかということを中心に議論して、それに基づいて、この検討懇談会に議論が引き継がれたと認識している。

(江口副委員長)

- ・危険な木はすぐ切らなければいけないというのは確かですよ。堤防の緩傾斜化に関しては、先ほどの開発建設部の話では、すぐさまそれが必要であるとは限らないが、ただし、魅力作りの観点では緩傾斜化を進めていくと河川空間の魅力も出来て、その中で切らなければいけない木もあるから、そういう危険な木を切って、その後の緑の計画も緩傾斜化した方が効果的に進めていける可能性が高まってくるということか。

(太田委員)

- ・今回の議論は保全すべき樹木ということなので、危険な木がある一方で元気な木もあり、生えている場所によっても残せるか残せないかということが出てくる。また、階段の上り下りを解消しようということであれば、階段の分だけの緩傾斜化でいいのか、それよりも全体を盛土することにより、そこに新たに森を復元させて新たな利用が出来るとか、そういうことに踏み込んだ議論というのが求められていることなのかと思う。

(江口副委員長)

- ・先ほどのお話なら、緩傾斜化しないと木は植樹できないですよ。木が倒れてから新たな木を植えるということを考えていったら、どういうふうになるのか。木が倒れてすぐに植えることはできないので、倒れたまま全体が無くなるのを待って、その後に新たに計画的に緑を育てるということになるのか。

(太田委員)

- ・堤防整備がされなければ、堤防の影響範囲にある木については枯れても同じ場所に植えることは出来ないということになっているので、堤防以外の部分に植えていくという形になる。将来的には、一般的な堤防のように芝だけの堤防になっていく。

(東田委員)

・整備する時のタイミングの問題ですよね。先ほどの話にも出てきた中心市街地活性化基本計画の中に魅力作りという位置づけの中で、文化芸術ゾーンの整備方針が位置づけられながら、河川空間と公会堂及びその周辺、あるいは七条緑道も含めたそういう位置づけの中の整備をしていこうと。整備にあたっては、そういう計画に基づきながら、当然、市だけではできないので、国の交付金も利用させてもらいながらやっていくということである。正直に言うと、この機会を逃すと次の計画なり次の話にはすぐできるかということ、今のところ見通しはない。この計画に盛り込まれることにより、一緒になって出来るという位置づけなので、今回はやめるということになると、次の段階がどこの段階になるのか、どの時期にできるのかというのは、今のところはわからない状況である。平成28年3月までの計画の中でいくつかの事業の完了しようという計画なので、今のところはこのタイミングの中で行っていくということである。

(北島委員長)

・冒頭で申し上げたように、今日は樹木の問題を中心にという議題にはなっているが、実はこういう問題の話になるだろうということも予測しながら申し上げていた。元々の計画というのは、中心市街地、公園も含めて全体の魅力作りをしていこうというところで、こういう計画が立ち上がったということだと思う。少し極論だが、そうは言いながら何も出来ないという状態になると、ただ立ち枯れを待つだけということで、管理はするにしても木はどんどん無くなっていく。切らなければいけない木も、すでに指示が出ているので、これをここ何年かの間でやるとしたら今の姿は全く消えていく。しかも何もできないということになりかねない。そのことを、今、江口委員にご指摘いただいたと思う。

・札幌の中島公園と常磐公園とは置かれている状況というか位置が少し豊平川と石狩川という関係でいうと違うが、私達、都市計画系の人は札幌の人との話で聞くのは、豊平川の堤防に車を走らせたのは失敗だったという見解を持っている人もいる。結局、あそこは道路があるために分断されてしまった。もちろん、その手前にも市道は入っているが、そうではなかったら常磐公園と中島公園は比較的同じようなつくりかたで、豊平川と一体的な公園として使われていただろうという見解を持っている人もいた。常磐公園の場合は、石狩川と一体的に隣接した位置という条件があるので、札幌のような二の舞は踏まないようにしていった方が良かったらうということも思う。

個別の樹木を保全するかしないかということも、もちろん考えなければいけないが、個人的には私も木を切るのは抵抗のある問題であり、自分自信でも好んで切る、整理することは考えたくないが、結局、まちづくり全体のことを考えて、我々は今、常磐公園100年というアバウトな数字で表示されているが、そういう100年という何らかの形でリセットしなければならない時期なのだと思う。そしてたまたまこういう公園と一体化というか、まちづくり案が出てきた。一致したといった方が良いかもしれない。そういう点では今後の問題として、江口委員がおっしゃったように魅力を増していくとすれば、常磐公園の緩傾斜化によって、本来ならば切って無くなってしまふ、あるいは立ち枯れてしまふという状態ではなく、新たな魅力としてとして樹木を植えていったら

いいのではないかという主旨の話も出ていたかと思う。その辺については、東田委員が
どういうふうにお考えなのか。

(東田委員)

・先ほどの魅力作りの点からの出発ということで、確かにタイミングなのです。まちづくり
全体の計画で、例えば駅を直す、あるいは、買物公園のイベントをやるなど色々な魅
力作りがある中で、中心市街地活性化基本計画を作ったところに、どういう形で盛り込
みながら関連付けていくかという、全体の街づくりの中で、そこにはソフトもあればハ
ード整備というものが加わってきて、それとうまく連携するかどうか。特に、中心市街
地活性化基本計画に関しては、街のなかの回遊性が大きなテーマであり、魅力がある中
で回遊性が高まるというのは言えるかと思う。手をつけないものも当然必要なのかもし
れないが、手をつけながら改修も含めながら魅力作りをし、そこで一つの流れというか
回遊というか、人を呼び込むということをそれぞれの地域関連でやっていく。常磐公園
だけではなく、駅周辺の開発なども中心市街地活性化基本計画に盛り込まれているので、
常磐公園も河川だけの話になっていると思うが、前回の話にもあったように、文化芸術
ゾーンは七条緑道も含めて一つの話を見せてもらっているの、そういう意味では、魅
力作りとハードの部分が一体となって考えていかなければいけないだろうし、当然そこ
に出てくる技術的な面や専門的な面は織り込んでいく。緩傾斜化というのが文化芸術ゾ
ーンの中にどこまで範囲を及ぼすかというのは整備方針の中では謳っていないので、これ
は、今後の計画や先生方のお話を加味して、柔軟な対応をしていくべきかと思っている。

(太田委員)

・公園の緑というのは、公園にとっての魅力の一つではあるというふうに考えており、緊
急伐採も行ったばかりだが、その後に緑を植えていかなければならないということ
を我々はしっかり認識している。

したがって、緑の計画の中でも大きな課題として、これまでの100年を踏まえれば倒
れている木が増えてきているということも踏まえて、次の100年を見据えた中で、ど
のように次世代に継承していくのかというのが大きなテーマである。そのためには計
画的に世代交代を進めていかなければならない。そういうことで、公園の緑の質や量を守
り続けなければならないと考えており、今ある木をどうするかということも大事だが、い
ずれだめになるものについては、新たに植えていくのだということは今からやってい
かなければ、次世代には継承できないのではないかという危機感を持っている。

(北島委員長)

・各委員の方からそれぞれの立場でお話をいただいた。旭川開発建設部から提供して
いただいた全国の整備事例があるので、そのイメージとして見ていただきたい。

(大束委員)

・全国でかわまちづくりは約100か所で計画されて進められているが、本日紹介する事
例は、かわまちづくりと、その他の取り組みについてである。この事例は新潟のやすら
ぎ堤ということで、信濃川のかわづくりの事例になるが、左上の写真で、右側に流れて
いるのは信濃川で、その川沿いの河岸に緩傾斜の盛土を行い、市民が川に身近に接す
ることが出来ている例である。

イベント時、休みの日には右側の写真にあるような形で、河岸の芝の生えている部分を人が行き来するような利用のされ方をしており、左上や左下の写真は、芝生の上にシートを敷いて休んでいるという状況。右の写真のようにオープンカフェの利用も行われている。積極的に河川の空間を活用していただいている事例である。旭川市のかわまちづくりとの結びつきや類似点としては、緩傾斜の盛土を行うことで人が利用しやすいような形になるのではないかということの事例である。

- ・ 広島三次市のかわまちづくりでは、こちらは旭川市かわまちづくりと同様に、川とまちづくりを一体に進める中で地域活性化を図るという事例で、こちらのメニューとしては管理用通路の整備や護岸の補修ということになっている。かわまちづくりの主旨として、川とまちを一体にすることで地域活性化を図るという事例として紹介させてもらった。かわまちづくりを進めはじめたのは平成20年代に入ってからなので、全国的に成功事例や、あるいはもっとこうした方が良いのではないかという知見が明らかになってくるのではないかと思う。全国の整備事例ということで二つご紹介した。

(北島委員長)

- ・ 堤防周辺の倒木の事例も出していただいている。

(大束委員)

- ・ よくご存じかと思うが、この写真は平成16年の台風18号で倒れた木の状況である。当時は瞬間最大風速30メートルというところであった。次の写真が、こちら平成16年の台風の時の状況で、これはヤナギで、堤防の民家側の法尻に生えている木が倒れて、根が持ち上がり、大きな穴というか、堤防に非常に近いところでこのような状況が起きた。次も平成16年の写真で、ドロノキである。次は平成21年の写真で、こちらは低気圧性の豪雨ということで、瞬間最大風速で20メートルの気象状況であった。最後が今年の平成23年の写真である。幸い通行者のけが人の報告はなかったが、このような状況が生じている。平成16年から数えると8年ほど経過しており、木もその分、老木化してきているので、危険という判定をされた樹木に関して今後は対応が必要かと考えている。

(江口副委員長)

- ・ 開発建設部としては堤防上に斜めに生えている木というのは残しておいてもいいと考えているのか。それとも、出来れば無い方が良いと考えているのか。

(大束委員)

- ・ 通行者の通行を止めない限りは、いつ倒れてもおかしくない木もあるということなので、危険と判定された木に対しては基本的には時期を見計らって、管理していくべきかと思っている。

(江口副委員長)

- ・ 斜めに生えている木は倒れやすいのか。

(内田委員)

- ・ 先ほど説明したように圧縮あて材や引張あて材が形成されないうちに力が加わると倒れやすい。

(北島委員長)

- ・もう一つ旭川開発建設部から提供していただいた資料として市内の緩傾斜盛土の例があるので、ご説明いただきたい。

(大束委員)

- ・こちらの例は忠別川のツインハープ橋付近、川の右岸側の東部中央公園箇所ので防の状況である。堤防から緩やかに盛土しており、堤防断面ではない部分の所に木を植えている例である。河川の桜堤事業というもので、桜をこのような形で植えている。かなり緩やかな傾斜になっているので、横方向だけでなく縦方向の人の行き来もこのような形で見られている。

(北島委員長)

- ・東部中央公園の緩斜面化、規模は違うが低い方に池が造成されていて水辺がある。それに直接緩斜面化したものが法面として続いていてつながっている。
- ・資料として配付されていないが、もしこのまま放置したらどのようなようになるのかを示してみたい。もしそのまま管理して、堤防の樹木を切った時、もしかするとこんなイメージが。建物、お店も見えてくる常磐館・公会堂などが木の枝越しに見えてくるそういう状況が発生するのかなとのイメージ図。
先ほど、法面の管理は旭川開発建設部がいつのタイミングをみて、法面の木を整理するのかとあるが、整理した後は公園区域に残る木、これも旭川市で危険だと判断した場合は切られてしまう可能性はあるが、とりあえずこんなイメージがあるという二つの図である。

(内田委員)

- ・先ほど、魅力ある森か木かどうかという質問があったが、ここの売店の裏から堤防の間は、とても魅力ある公園の一部だとは思えない状態になっている。ただ、暗いだけで鬱蒼としているというか、そういう意味では、木の管理がされていなかった時点であまり公園としての機能もそうだし、木としての魅力も無くなっているのではないかと思う。

(江口副委員長)

- ・鬱蒼としている辺りも寿命はきているのか。

(内田委員)

- ・歩いていただくとわかるが、上の方が枯れてしまってバラバラと枝が落ちているものが何本もある。上から見ると木が鬱蒼とあるので緑の塊として見えるが、1本ずつ下から見ると枯れているというのがすごくよくわかる。

(北島委員長)

- ・そういう状況が予測されると、管理をどうするかという問題にも関わり合ってくる。

(江口副委員長)

- ・ポプラは切らなければならないのか。

(内田委員)

- ・ポプラは、本来なら残しておきたいが、倒れる危険性が普通の木より高いので、早い時期で伐採を判断した方が良いのではないかと思う。自然の中で人が通らない所なら、自然に倒れてその間から木が生えてくるのは良いことだろうが、人がこれだけ通る場所の中で、この木は安全だから置いておこうとは私は言えない。

先ほど、幹の状態からも説明したとおり、限界まで板根化して支えている状態である。もし、平成16年の台風18号のような台風がまたきたら、今度は倒れるような木だと思ふ。

(北島委員長)

- ・今、内田委員が仰ったように、前に緊急伐採でドロノキなどを堤防上は24本、公園区域では52本伐採したと思うが、同じような扱い方には直ぐにはならないかもしれない。

(江口副委員長)

- ・ポプラを切るのは開発建設部なのか。

(北島委員長)

- ・管理区域としては堤防上です。

(江口副委員長)

- ・今の話を聞いたら、すぐにポプラの木を切るという判断になるのでしょうか。

(大東委員)

- ・いつ切るという具体的な対応は今後検討したいと思う。

(北島委員長)

- ・保全の方法については様々前段のところでも話されていたということもあり、今回もそういう堤防の断面の変更等により、こういう方法もあるということすでに前段の懇談会の中では議論されている。我々はそれに参加していたので、多少のことは承知しているが、そういう点で個別に保全すべき樹木の選定や方法は、堤防の問題をどうするかということとは一体的な問題だと思ふこともできる。今、江口委員からも意見が出ていたが、堤防の改修についてはどういうふうにしたら良いのか、その所との一体的な検討をしないと、この議題だけの結論は出しにくいというところがあるかと思う。

この部分も含めて、次回に検討させていただきたいと思う。

(江口副委員長)

- ・堤防を全くいじらないで、自然のままの状態だったら、どうシミュレーションできるのか、あるいは必要な部分を改修して、最小限改修したらどのような状態になるのか、もっと魅力を増すようにということを優先したらどうなるのか、いくつか考えておられると思う。資料にも載っているのがそうだと思うが、この辺りの詳しい説明を受けていない。

(北島委員)

- ・先ほど、樹木その他8ページまでを事務局から説明があったが、その次以降が江口委員の仰ったことに繋がってくるので、9ページ以降の説明を事務局からいただきたい。

事務局より説明。

(北島委員長)

- ・大東委員にお伺いしたいが、先ほど東部中央公園の緩傾斜化はどのくらいの勾配なのか。

(大東委員)

- ・このイメージ図のパターン4とほぼ同じくらいで、大体8割勾配とかと思われる。常磐

公園の方で緩傾斜化するとしたら、その図と同じくらいの勾配かと思われる。

(北島委員長)

- ・そういう想定されるパターンというのが、ここでは文字で示されているが、我々としては、この検討懇談会で、シミュレーションとしてはこういうことが考えられるということの一つの基準としながら事務局でパターンに基づいた図などを1回示していただいて、次回にその中身を含めて、それから今日のメインの議題となっている保全すべき樹木の選定がその辺から重ねて出てくるような気もする。どのパターンが良いかというのは最終的には第4回目くらいのところでやらなければいけないのだろうが、今回はそういう想定パターンの元に作られたイメージ図その他を含めて議題として提示して協議させていただくことにしたいと思う。
- ・本来、解決しなければいけない問題も先送りしたということがあるが、時間的に予定の時間になったので、これで懇談会を終了したいと思う。事務局の方にお返す。

(江口副委員長)

- ・最後に質問だが、市としては少なくともパターン2の階段を緩やかにするという事はやりたいということか。これが一番最小限のパターンということか。

(太田委員)

- ・そうですね。整備方針では一つとしては階段等を緩やかにするとあるので。

(江口副委員長)

- ・では、階段の所の木だけを切る、あるいは、切らなくて良いという所に階段を造るということか。

(太田委員)

- ・現状の階段は幅が足りないなのでそこは拡張しなければいけない。それが出ることによって法足が伸びるので、ある程度、影響範囲が出てくると思う。次回、どのような影響が出て、どれくらいの範囲なのか図示したいと思う。

(江口副委員長)

- ・それにとどめたとして、将来的には堤防が基準に満たされなければいけないのでパターン3のように将来的にはなるということか。それは木が全部倒れてしまってからやるのかどうかは別として。

(太田委員)

- ・将来的に望ましいのは、4割の法尻までのスペースを確保したなかで、木はそのスペースには枯れても植えないような形になる。

(江口副委員長)

- ・一番理想だと市が考えているのは、パターン4の方が堤防上も盛土したら木も植えられるから緑も確保できていいのではないかという、パターン4が一番魅力作りではいいという提案なのか。

(太田委員)

- ・一つの手法としては盛土することにより、そこには木を植えることができる。つまり、現状に近いものとして将来的にも堤防の所に木が生えてくるという一つの提案です。

(江口副委員長)

- ・パターン4なら今これをやると、大分木を切らなければならないということになるが。
- (太田委員)
- ・当初の段階だと、4割の法尻までの部分が、パターン3と切る部分是一緒だと思う。4割の法尻までのラインから出ている部分に関しては既存の木を色々な方向で活かす方法はあると考えている。
- (江口副委員長)
- ・これらのパターンでどの程度の木が伐採されるのか、上から見たような図があれば判断しやすいが。
- (太田委員)
- ・前回、資料で出した平面図があるのでその中で何本という言い方はできる。
- (江口副委員長)
- ・それであれば、いろいろ判断はしやすいと思う。
- (太田委員)
- ・資料3ページにある表で、さらにこれを細かく、どんな樹種があるのか、どれくらいの太さのものがあるのかも、もう少し見やすい形で提示したいと思う。
- (北島委員長)
- ・今、江口委員がおっしゃった件だが、例えば、表現の方法として、航空写真に写っている樹木をこの範囲の木はだめですよという除去した状態やどこまでの範囲が影響受けるかということを写真データで見ることも可能かと思う。数字ではわかりにくいということはある。
- (江口副委員長)
- ・改修しなくても、切らなければいけない木があって、そうなってしまうというのもし示していただければ大丈夫だと思う。
- (太田委員)
- ・わかりやすく図示して、比較しやすい資料を作りたいと思う。

以上